

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

令和 6 年

第 4 回 大 分 市 議 会 定 例 会 議 案

大 分 市

議案番号	題名
議第146号	大分市支所設置条例の一部改正について
議第147号	大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議第148号	大分市行政不服審査会条例等の一部改正について
議第149号	大分市特別会計条例の一部改正について
議第150号	大分市手数料条例の一部改正について
議第151号	大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第152号	大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第153号	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第154号	大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について
議第155号	大分市廃棄物処理施設条例の一部改正について
議第156号	大分市都市公園条例の一部改正について
議第157号	大分市農業集落排水事業分担金徴収条例及び大分市農業集落排水処理施設条例の廃止について
議第158号	大分市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について
議第159号	大分市美術館条例の一部改正について
議第160号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第161号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第162号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第163号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第164号	事務の委託の廃止に関する協議について

議案番号	題名
議第165号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第166号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第167号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第168号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第169号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第170号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第171号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第172号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第173号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第174号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第175号	事務の委託の廃止に関する協議について
議第176号	字の区域の変更について
議第177号	財産の減額貸付けについて
議第178号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について
議第179号	工事請負契約の締結について（新環境センター特別高圧電線路敷設等工事）
議第180号	工事請負契約の締結について（しらゆりハイツ改築工事）
議第181号	市道路線の認定について

議第 1 4 6 号

大分市支所設置条例の一部改正について

大分市支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市支所設置条例の一部を改正する条例

大分市支所設置条例（昭和 3 8 年大分市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表植田支所の項中「上宗方南三丁目」の次に「、宗方台北、宗方台東、宗方台西」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 1 日から施行する。

提案理由

字の区域及びその名称の変更に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 1 4 7 号

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年大分市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 0 の項の次に次のように加える。

1 0 の 2 市長	介護保険の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業に関する事務であって規則で定めるもの
------------	---

別表第 2 の 1 別表第 1 の右欄に掲げる事務関係の部 1 0 の項の次に次のように加える。

1 0 の 2 市長	介護保険の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
------------	--	-------------------------

	関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業に関する事務であって規則で定めるもの	
--	---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人番号を利用することができる事務として介護保険の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業に関する事務を追加する等の改正をいたしたく本案を提出する。

議第148号

大分市行政不服審査会条例等の一部改正について

大分市行政不服審査会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

大分市行政不服審査会条例等の一部を改正する条例

(大分市行政不服審査会条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大分市行政不服審査会条例（平成28年大分市条例第1号）第9条
- (2) 大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）第37条
- (3) 大分市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大分市条例第38号）附則第8項各号列記以外の部分、附則第9項及び附則第10項
- (4) 大分市個人情報保護審査会条例（令和4年大分市条例第39号）第13条
- (5) 大分市騒音防止条例（昭和50年大分市条例第48号）第31条
- (6) 大分市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成8年大分市条例第36号）第19条各号列記以外の部分
- (7) 大分市屋外広告物条例（平成8年大分市条例第37号）第32条の2各号列記以外の部分

(大分市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大分市職員の給与に関する条例（昭和39年大分市条例第1号）第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 大分市職員等の旅費に関する条例（昭和39年大分市条例第43号）第3条第3項第1号

- (3) 大分市職員の退職手当支給条例（昭和38年大分市条例第23号）第16条第1項第1号及び第5項第2号、第17条の見出し及び同条第1項第1号、第18条第1項第1号並びに第20条第4項
- (4) 大分市職員年金条例（昭和38年大分市条例第22号）第30条
- (5) 大分市公設地方卸売市場業務条例（平成17年大分市条例第53号）第6条の2第4項第7号イ、第14条第4項第2号及び第27条第2号
- (6) 大分市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和40年大分市条例第33号）第11条の2第3号及び第4号並びに第11条の3第1項第1号及び第2項第1号
- (7) 大分市消防団条例（昭和40年大分市条例第31号）第5条第1号
- (8) 大分市消防団員退職報償金の支給に関する条例（昭和39年大分市条例第54号）第6条第1号
- (9) 大分市立学校職員の分限に関する条例（昭和38年大分市条例第56号）第9条第1項
- (10) 大分市立学校職員の給与に関する条例（昭和39年大分市条例第2号）第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
（罰則の適用等に関する経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以

下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(大分市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の大分市職員の給与に関する条例第22条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(大分市職員の退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の大分

市職員の退職手当支給条例第16条第1項及び第5項、第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第20条第4項並びに大分市職員の退職手当支給条例第20条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（大分市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の大分市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第11条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

8 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の大分市立学校職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 1 4 9 号

大分市特別会計条例の一部改正について

大分市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市特別会計条例の一部を改正する条例

大分市特別会計条例（昭和 3 9 年大分市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の大分市特別会計条例に規定する大分市農業集落排水事業特別会計の出納は、令和 7 年 5 月 3 1 日まで行うものとする。

提案理由

大分市農業集落排水事業特別会計を廃止いたしたく本案を提出する。

議第150号

大分市手数料条例の一部改正について

大分市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

大分市手数料条例の一部を改正する条例

大分市手数料条例（昭和39年大分市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の3の項を次のように改める。

3 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務

事務	手数料の名称	金額
(1) 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	盛土又は切土する土地の面積の区分に応じ、許可申請1件につき次に掲げる額 500平方メートル以内のもの 21,000円 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 32,000円 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 44,000円 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 62,000円

		<p>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 72,000円</p> <p>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 96,000円</p> <p>10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 150,000円</p> <p>20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 228,000円</p> <p>40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 354,000円</p> <p>70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 498,000円</p> <p>100,000平方メートルを超えるもの 642,000円</p>
(2) 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の変更の許可及び法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が642,000円を超えるときは、642,000円）</p> <p>ア 宅地造成又は特定盛土等工事に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）盛土又は切土する土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土する土地の面積、盛土又は切土する土地の面積の縮小を伴う場合に</p>

		<p>あつては縮小後の盛土又は切土する土地の面積) に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな盛土又は切土する土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等工事に関する計画の変更 新たに編入される盛土又は切土する土地の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>ウ その他の変更 10,000円</p>
(3) 法第18条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の検査又は法第37条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の検査の申請に対する検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	<p>盛土又は切土する土地の面積の区分に応じ、中間検査の申請1件につき次に掲げる額</p> <p>500平方メートル以内のもの 10,000円</p> <p>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 12,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 13,000円</p> <p>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 15,000円</p> <p>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>10,000平方メートルを超え2</p>

		<p>0,000平方メートル以内のもの 17,000円</p> <p>20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>100,000平方メートルを超えるもの 27,000円</p>
(4) 法第12条第1項 又は法第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	<p>土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、許可申請1件につき次に掲げる額</p> <p>500平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 21,000円</p> <p>2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 24,000円</p> <p>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 34,000円</p> <p>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>

		<p>37,000円</p> <p>10,000平方メートルを超え 20,000平方メートル以内のもの 44,000円</p> <p>20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 58,000円</p> <p>40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 78,000円</p> <p>70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 114,000円</p> <p>100,000平方メートルを超えるもの 138,000円</p>
(5) 法第16条第1項 又は第35条第1項 の規定に基づく土 石の堆積に関する 工事の変更の許可の 申請に対する審査	土石の堆積に関 する工事の変更 許可申請手数料	<p>変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額（その額が138,000円を超えるときは、138,000円）</p> <p>ア 土石の堆積工事に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土石の堆積をする土地</p>

		への編入に係る土石の堆積工事に関する計画の変更 新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じ前号に規定する額 ウ その他の変更 10,000円
--	--	--

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

提案理由

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査に係る手数料等について所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第151号

大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大分市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第29条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第2項中「第2項」の次に「及び第6項」を加える。

第30条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第152号

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大分市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第153号

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年
大分市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条の2 母子生活支援施設は、当該母子生活支援施設の設置者が入所中
の児童に係る給付金（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23
年厚生省令第63号）第12条の2に規定するこども家庭庁長官が定める給
付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金と
して支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生
じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をそ
の他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に

取得させること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第154号

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年大分市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,960円」を「1,890円」に、「710円」を「1,040円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に市が収集するごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に市が収集したごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

提案理由

一時的多量廃棄物等の処理に係る一般廃棄物処理手数料の額を改定いたしたく本案を提出する。

議第155号

大分市廃棄物処理施設条例の一部改正について

大分市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

大分市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

大分市廃棄物処理施設条例（昭和47年大分市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「き損する」を「毀損する」に改める。

別表中「100円」を「105円」に、「35円」を「40円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

廃棄物処理施設の使用料の額を改定いたしたく本案を提出する。

議第156号

大分市都市公園条例の一部改正について

大分市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

大分市都市公園条例の一部を改正する条例

大分市都市公園条例（昭和38年大分市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条の8第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

第10条の11第1項第4号中「、第10条の15」を「及び第10条の15」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第157号

大分市農業集落排水事業分担金徴収条例及び大分市農業集落排水
処理施設条例の廃止について

大分市農業集落排水事業分担金徴収条例及び大分市農業集落排水処理施設条
例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提 出

大分市長 足 立 信 也

大分市農業集落排水事業分担金徴収条例及び大分市農業集落排水
処理施設条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 大分市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成9年大分市条例第2号）
- (2) 大分市農業集落排水処理施設条例（平成10年大分市条例第47号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（大分市農業集落排水事業分担金徴収条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に第1号の規定による廃止前の大分市農業集落排水
事業分担金徴収条例の規定により算定された分担金については、なお従前の
例による。

（大分市農業集落排水処理施設条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に第2号の規定による廃止前の大分市農業集落排水
処理施設条例の規定により算定された使用料については、なお従前の例によ
る。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によるこ

ととされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大分市公共下水道条例の一部改正)

- 5 大分市公共下水道条例（昭和43年大分市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(大分市農業集落排水処理施設条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 大分市農業集落排水事業分担金徴収条例及び大分市農業集落排水処理施設条例を廃止する条例（令和6年大分市条例第 号。以下この項において「廃止条例」という。）の施行の日（次項において「廃止条例施行日」という。）前に廃止条例第2号の規定による廃止前の大分市農業集落排水処理施設条例（次項において「旧農排施設条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（廃止条例附則第3項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされるものを除く。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 廃止条例施行日の前日において旧農排施設条例別表第1に規定する農業集落排水処理施設（以下この項において「旧農排施設」という。）を使用していた者で廃止条例施行日以後引き続きこの条例の規定により公共下水道を使用することとなるものの旧農排施設の使用（旧農排施設条例の規定による使用料の算定がされていないものに限る。）については、当該公共下水道の使用とみなす。

提案理由

農業集落排水事業の公共下水道事業への移管に伴い、大分市農業集落排水事業分担金徴収条例及び大分市農業集落排水処理施設条例を廃止いたしたく本案を提出する。

議第158号

大分市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について

大分市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

大分市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

大分市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年大分市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項第3号中「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加

え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第6号中「規則」を「規程」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「よる中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第2項を次のように改める。

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に

従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者につ

いては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目を」を「課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に、「規則」を「規程」に改め、同条第2項中「簡易水道及び」を「簡易水道又は」に、「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第159号

大分市美術館条例の一部改正について

大分市美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

大分市美術館条例の一部を改正する条例

大分市美術館条例（平成10年大分市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、電子情報処理組織を用いて使用許可を受けた場合の当該使用料は、規則で定める日に納付しなければならない。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。

附 則

この条例は、令和7年2月13日から施行する。

提案理由

大分市美術館の研修室の使用料の納付に係る口座振替の実施に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第160号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と別府市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成18年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

別府市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第161号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と中津市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成19年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

中津市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第162号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成28年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

日田市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第163号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成23年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

佐伯市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第164号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と臼杵市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成24年8月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

臼杵市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第165号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と津久見市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成24年8月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

津久見市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第166号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と竹田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成22年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

竹田市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第167号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と豊後高田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成28年3月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

豊後高田市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第168号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と杵築市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成18年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

杵築市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第169号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と宇佐市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成21年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

宇佐市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第170号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成23年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

豊後大野市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第171号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成18年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

由布市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第172号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成21年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

国東市との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第173号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成18年9月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

日出町との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第174号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成18年7月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

九重町との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第175号

事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、令和8年3月31日限りで大分市と玖珠町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成25年8月1日施行）を廃止する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

提案理由

玖珠町との間における証明書等の交付等に係る事務の相互の委託を廃止いたしたく本案を提出する。

議第176号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

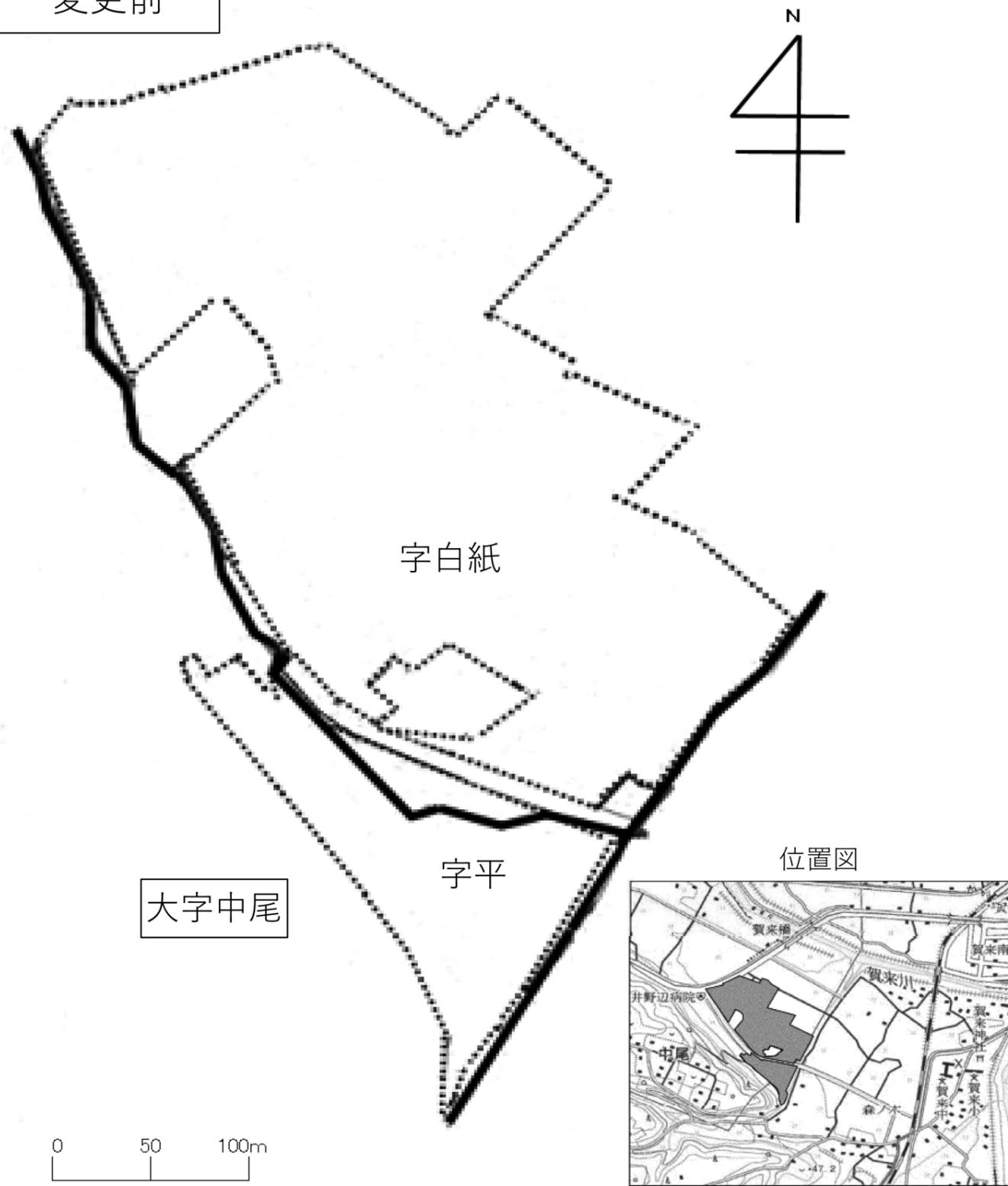
編入される区域			編入する字	
大字	字	区域	大字	字
中尾	白紙	357の2並びに357の1、362の1、363の1、365の1及びこれらに隣接介在する水路である市有地の一部	中尾	平

提案理由

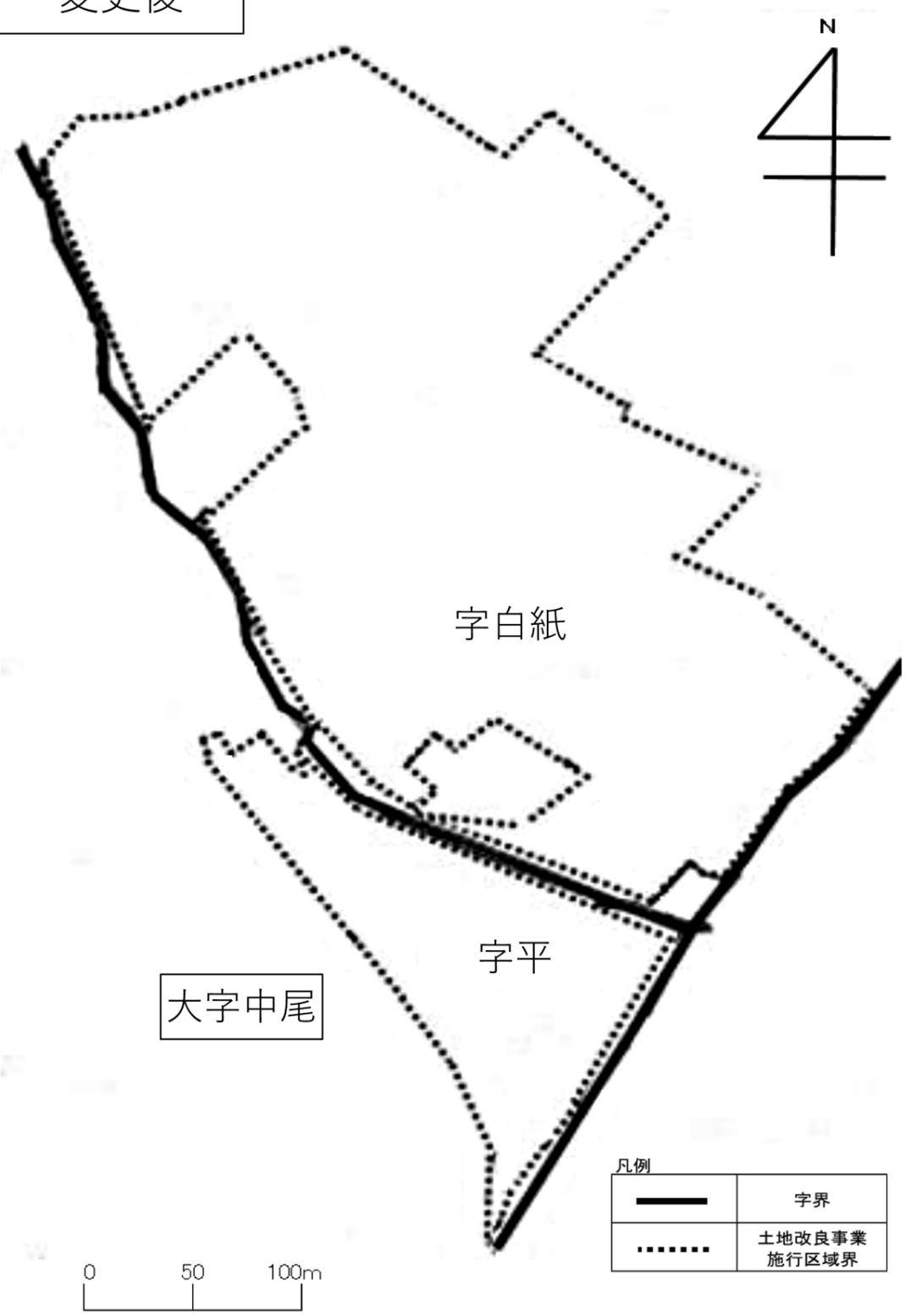
土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更いたしたく本案を提出する。

字の区域の変更前後対照図

変更前



変更後



凡例

	字界
	土地改良事業 施行区域界

議第177号

財産の減額貸付けについて

次のとおり市有財産を減額して貸し付ける。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 貸付物件
土地
所在地 大分市大字荷揚町32番地3外5筆
地積 1,582.61平方メートル
- 2 貸付けの目的 荷揚町小学校跡地複合公共施設整備事業における民間施設用地として使用させるため
- 3 貸付けの相手方 大分市金池町二丁目3番4号
大分荷揚リンクスクエア株式会社
代表取締役 池田 健一
- 4 貸付けの期間 令和5年6月23日から令和36年6月30日まで
- 5 減額貸付けの期間 地方自治法第96条第1項第6号の規定による議決の日（以下「議決日」という。）から令和36年6月30日まで
- 6 減額する金額 (1) 議決日から令和7年3月31日まで
7,283,171円に1,582.61分の
185.49を乗じて得た額に議決日から令和7年3月31日までの日数を365で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

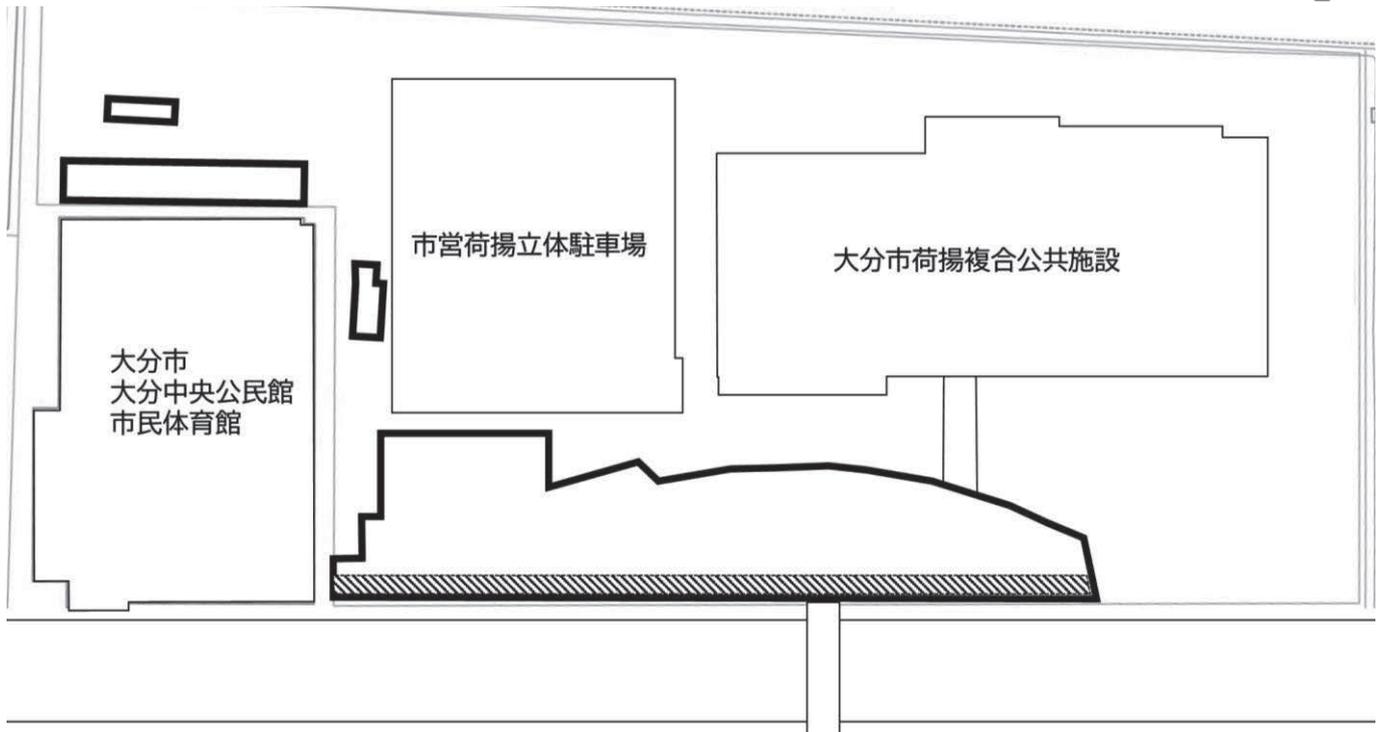
(2) 令和7年4月1日から令和36年3月31日までの各年度及び同年4月1日から同年6月30日まで

荷揚町小学校跡地複合公共施設整備事業事業用定期借地権設定契約書第4条第1項の規定に基づき算出した額に1,582.61分の185.49を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

提案理由

市有財産を減額して貸付けいたしたく地方自治法第96条第1項第6号の規定により本案を提出する。

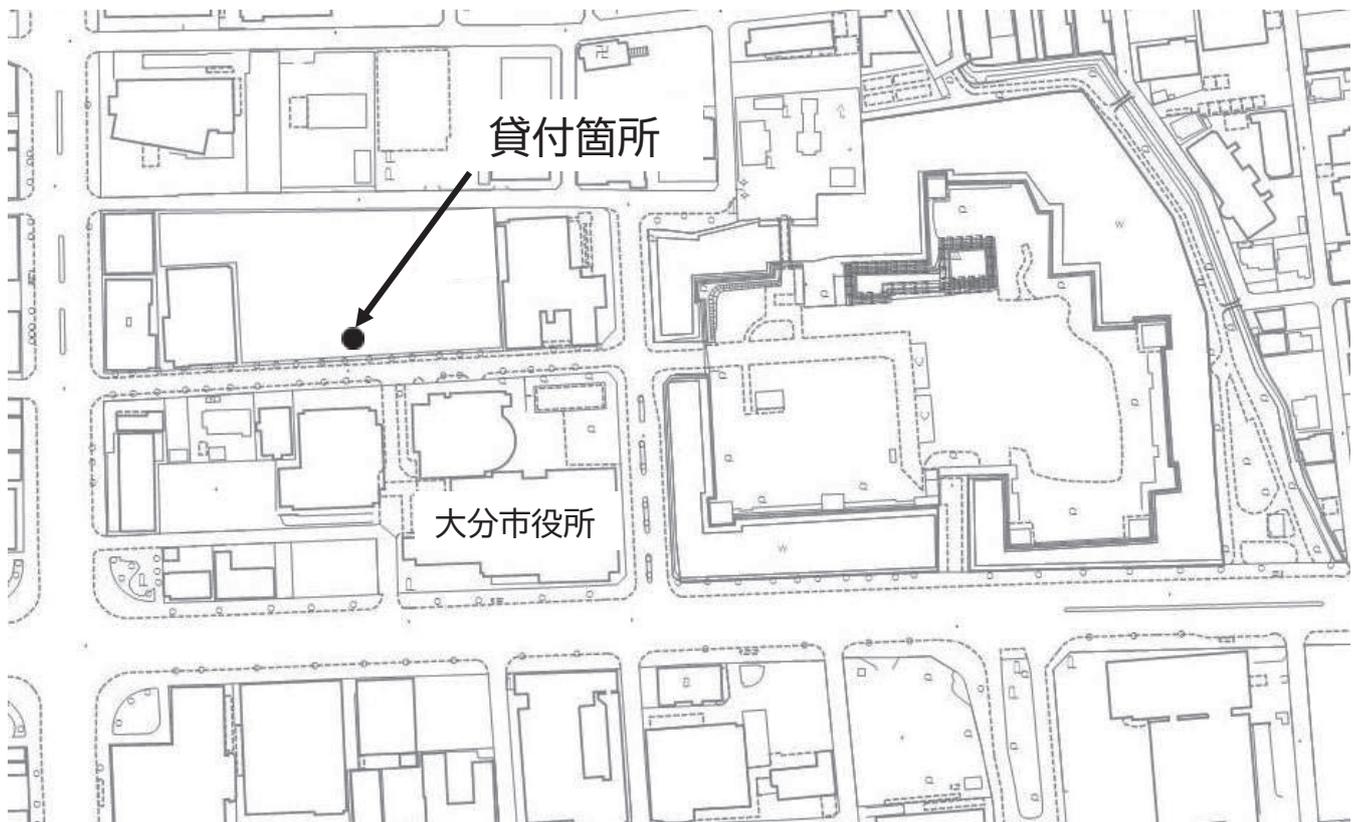
貸付箇所及び減額範囲



Legend for the site plan:

-  ...貸付箇所
-  ...減額範囲

位置図



議第178号

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

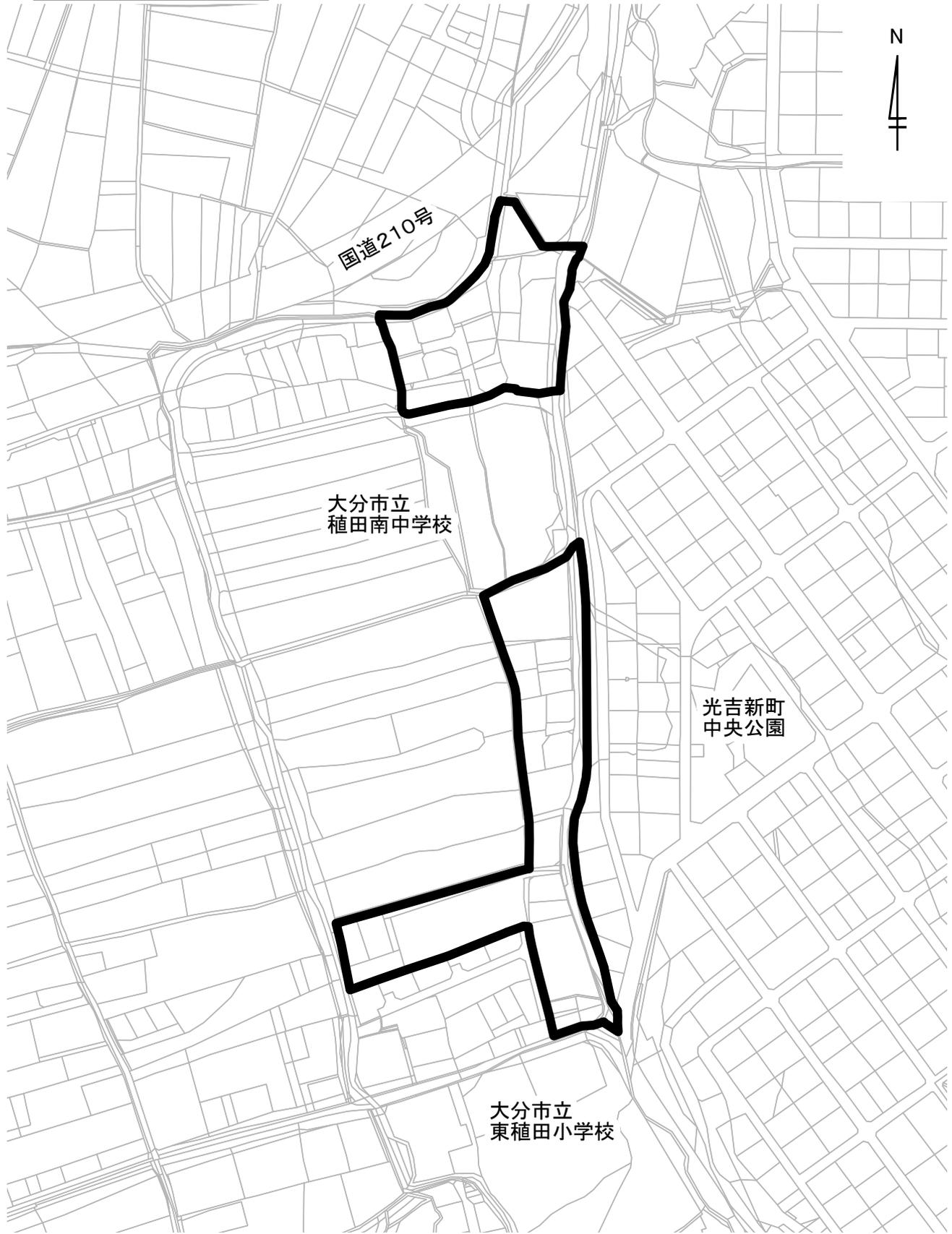
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、本市における住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を次のとおり定める。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

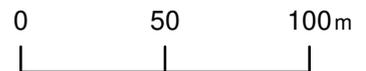
- 1 実施すべき市街地の区域 別図のとおり
- 2 住居表示の方法 街区方式

別 図



 今回議決を受けようとする区域

地区名	田尻地区の一部
-----	---------



提案理由

田尻地区の一部の住居表示を実施するため、その実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法を定めたく本案を提出する。

議第179号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 新環境センター特別高圧電線路敷設等工事
- 2 工事の概要 延長 6,102メートル
架空電線路工事
地中電線路工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,027,249,828円
- 5 工期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和9年9月30日
- 6 契約の相手方 九電工・大分電設特定建設工事共同企業体
代表構成員
大分市花津留二丁目25番16号
株式会社 九電工 大分支店
理事支店長 新井 考明
構成員
大分市向原沖一丁目1番30号
株式会社 大分電設
代表取締役 山田 恭史

提案理由

新環境センター特別高圧電線路敷設等工事について請負契約を締結いたしました
く本案を提出する。

議第180号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

- 1 契約の目的 しらゆりハイツ改築工事
- 2 工事の概要 鉄筋コンクリート5階建
延面積 1,737.92平方メートル
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 621,987,300円
- 5 工期 着工 本契約成立後契約担当者の指定する日
完成 令和8年2月17日
- 6 契約の相手方 豊國・法友特定建設工事共同企業体
代表構成員
大分市城崎町一丁目3番28号
豊國建設株式会社
代表取締役 池 邊 紘一郎
構成員
大分市徳島一丁目3185番地の2
法友建設株式会社
代表取締役 岩 崎 辰 男

提案理由

しらゆりハイツ改築工事について請負契約を締結いたしたく本案を提出する。

議第181号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和6年11月29日 提出

大分市長 足立 信也

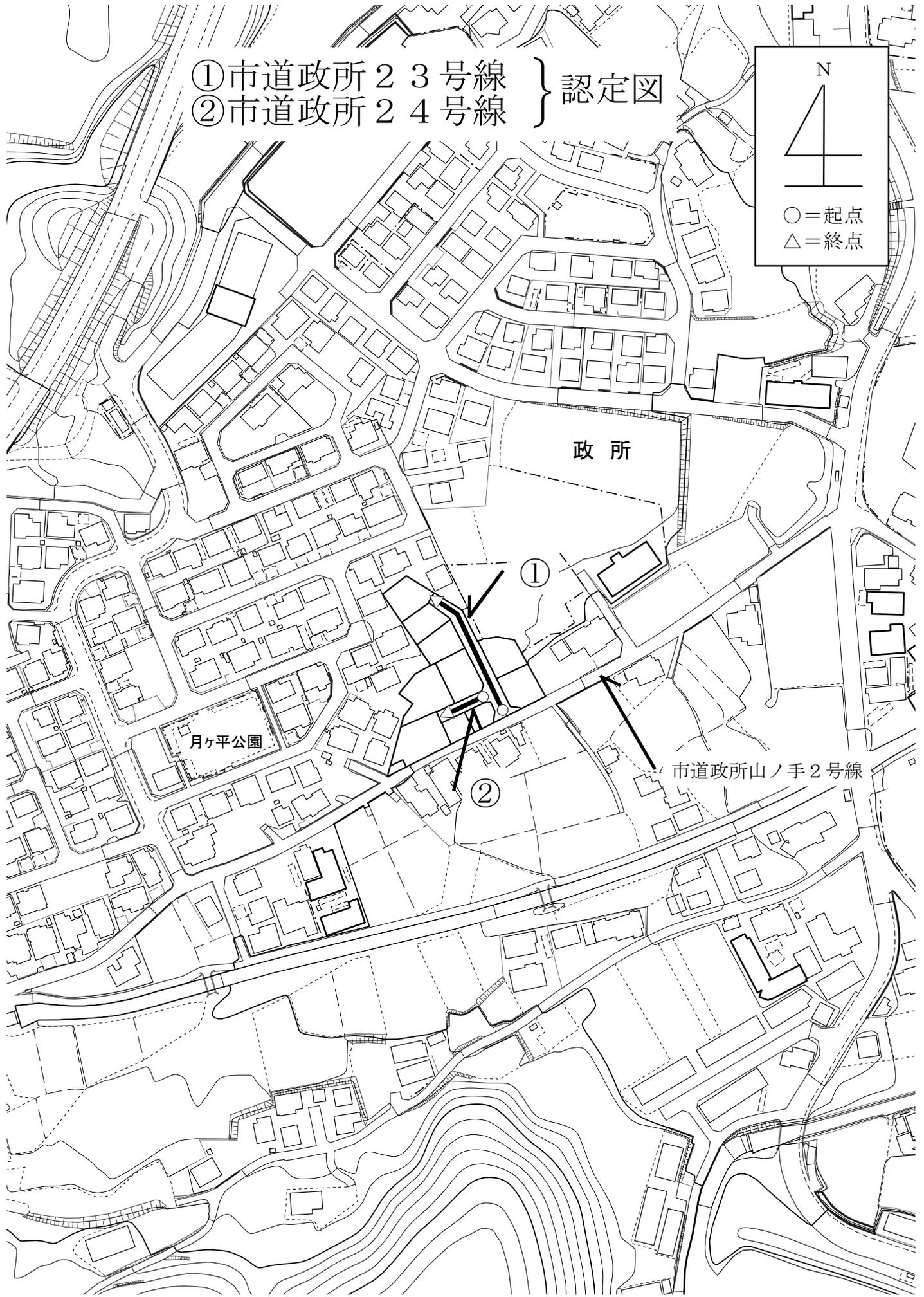
認定する市道路線

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
1	政所23号線	大字政所	大字政所
2	政所24号線	大字政所	大字政所
	屋山9号線	大字屋山	大字屋山

提案理由

市道路線を認定いたしたく道路法第8条第2項の規定により本案を提出する。

①市道政所23号線 } 認定図
②市道政所24号線



市道屋山9号線認定図



県道坂ノ市中戸次線

屋山

認定路線

市道屋山市尾2号線

大分県立
大分東高等学校

